

「在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」の周知事項等について18か国語に翻訳いたしました。翻訳素材として、在留外国人への周知にご活用ください。

事務連絡
令和4年9月29日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

在留外国人のお祭り等における 新型コロナウイルス感染症対策の各国言語による周知について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

これまで、「在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年10月30日、11月13日、12月18日、令和3年2月19日、4月21日、7月29日、9月28日、11月30日、令和4年1月27日、4月21日及び8月5日発出）にて、在留外国人における大規模クラスター等の発生を防ぐとともに、自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等が安全に開催できるよう、在留外国人担当部局などの関係部局や、国際交流協会などの関係団体等と連携の上、在留外国人やその関係の方々に対し、周知をお願いしてまいりました。

当該事務連絡につきましては、「在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の各国言語による周知について」（令和3年3月11日発出）にて18か国語の翻訳を共有させていただきましたが、8月5日付け事務連絡にて記2の一部を修正したことから、このたび、改めて別紙について18か国語に翻訳（別添参照）いたしました。

つきましては、下記1から3にご留意いただきつつ、SNSやHP等への掲載、チラシの作成等、在留外国人における新型コロナウイルスの感染症拡大防止の広報に活用していただくよう、お願いいたします。

なお、当室においても関係外交代表団や団体等と連携し、より有効な情報発信や支援を引き続き進めてまいります。引き続き在留外国人に対する適切な感染拡大防止のための支援等について御尽力、御協力をお願いします。

記1：翻訳言語

英語、アラビア語、イタリア語、スペイン語、ドイツ語、ロシア語、韓国語、フランス語、ポルトガル語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、インドネシア語、タガログ語、カンボジア語、ベトナム語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語

記2：使用用途

各都道府県において、SNSやHP等への掲載やチラシの作成等の素材として適宜お使いください。

※ 周知等を行っていただく際の方法として、すでに各都道府県におけるチラシ等のフォーマット等があれば今回送付する翻訳素材を落とし込んでいただくこと等が考えられます。

記3：備考

今回行った翻訳は仮訳であり、必ずしも各国又は同国内における地域ごとの言い回し等に即さない場合がございます。

翻訳に関して改変等の必要がある場合は、各項目の趣旨に反しない範囲内において各都道府県の御判断で行っていただいで結構です。

なお、その結果、内容に齟齬が生じた場合については、当室として責任を負いかねますのでご承知おきください。

以上

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）

担当者：上田

TEL：03-6257-1309

在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について
(令和3年8月5日付事務連絡) 翻訳箇所

記2

- 体調が悪い場合は、イベントや会食に参加しないこと。
- イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手洗・手指消毒、マスクの着用、換気の徹底、大声での会話の自粛など、基本的な感染対策を徹底すること。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
- 高齢者や基礎疾患を有する者及びこれらの者と日常的に接する者は、密閉・密集・密接が発生しやすい場所や基本的な感染防止策が徹底されていないイベントや会食への参加を控えること。
- 必要に応じて、オンラインでイベントに参加することなども検討すること。
- 新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合で、医療機関への受診等に関して疑問等がある場合には、居住する自治体の相談窓口等に電話すること。

※ 8月5日付事務連絡の記2について若干の修正を加えた上で翻訳しておりますので、御留意願います。